

令和3年3月18日

介護サービス事業所 管理者 様

みやこ町保険福祉課長
(介護保険係)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その5）

みやこ町では、令和2年5月14日の緊急事態宣言の解除、6月19日付での福岡県からの自粛要請解除等の状況を踏まえ、更新申請について認定の有効期間を一律で12か月延長する措置を取りやめ、令和2年7月1日以降の更新申請については、原則、訪問調査を実施することとしています。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、入院・入所先や申請者・家族等から面会制限の申し出があり、調査が困難と認められる場合は、面会制限の確認票等により調査を省略し、有効期間を12か月延長することとしています。

なお、既に12ヶ月延長した被保険者についても、更新申請に基づき、再度12ヶ月の延長も可能とします。

記

1 取扱い期間

当面の間 ※当該取扱いを終了または変更する際はあらためて通知いたします。

2 対象者

認定有効期間満了に伴う更新申請者

※在宅か入院・入所中かは問いません。町外在住の本町被保険者についても同様です。

3 臨時的取扱いの内容（令和2年7月以降）

更新申請は原則として訪問調査を実施。ただし、申し出により調査困難と認められた場合は、認定有効期間を12か月延長。

既に12ヶ月延長した被保険者について、更新申請に基づき、再度12ヶ月の延長も可能とします。

4 留意事項

今回の臨時的な措置の対象は、更新申請に限ります。新規申請・変更申請については、訪問調査の省略はできません。

また、臨時的な措置により12か月の有効期間延長を行った被保険者については、情報開示資料（認定調査票、主治医意見書）の提供は行いません。

5 その他

主治医意見書の医療機関への依頼方法について、令和2年4月1日から、みやこ町・行橋市管内の医療機関については、原則、申請者から主治医意見書の依頼をいただきますよう変更しております。迅速な要介護認定のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(別紙)

令和 年 月 日

確 認 票
(新型コロナウイルス感染症対応としての面会制限)

施設・病院名等 _____

担当者名等 _____

連絡先電話番号 () _____

上記施設・病院等において、新型コロナウイルス感染症への対応として、面会を制限しているため、下記の被保険者の更新申請に係る訪問調査を行うことができません。

記

被保険者番号	被保険者氏名	現在の有効期間満了日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日